

告示

埼玉県告示第六百十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和六年五月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム鴻巣店

埼玉県鴻巣市大字箕田千七百七十一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 埼玉県生活環境保全条例第四十一条に規定されたアイドリングストップの周知義務に関し、看板の掲出等の対策を講じてください。

(2) 建築基準法関係法令・埼玉県屋外広告物条例・埼玉県景観条例を遵守してください。

(3) 市道、水路の工事等を行う場合は、法令の規定を順守し、協議及び申請をしてください。

(4) 地域内の通学時間帯においては、児童生徒の安全を最優先に考慮し、大型車両の運搬等は極力控えてください。

二 縦覧期間

令和六年五月二十四日から令和六年六月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター